

住宅用火災警報器

設置義務化まであと1カ月

平成18年中の建物火災のうち、約6割は住宅火災です。

建物火災による全国の死者数の約9割を住宅火災が占めており、その数は1、187人にもなりません。そのうち、約6割が火災に気付くのが遅れたことによる「逃げ遅れ」が原因とされています。

また、住宅火災による死者の中で65歳以上の高齢者の割合が高くなってきていることから、今後の高齢化の進展とともにさらに死者数が増加するのではないかと懸念されています。そこで、火災を早期に発見し避難することで、火災による死者数を少しでも減らすため、平成16年6月に消防法が改正され住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。

市では、火災予防条例を改正し、新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅も平成20年5月31日までに設置することを義務化し

ました。

逃げ遅れを減らすために

火災時の「逃げ遅れ」を防ぐため、住宅用火災警報器を設置しなければならぬ場所は、就寝に使われる居室と階段となっています。また、台所は火気を使用する場所なので、設置に努める場所と位置付けられています。

設置義務化まであと1カ月を切りました。1日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

悪質な訪問販売に注意！

「すぐに設置しないと罰則がある」とうそをついたり、「消防の方から点検に来ました」と言っ

て住宅用火災警報器や消火器を高額な値段で売り付ける業者による被害が発生しています。

消防職員や消防団員、市の職員などが直接住宅用火災警報器を販売するようなことはありません。万が一被害に遭った場合は、消

費生活センター(☎23・1161)または市消防本部予防課、最寄りの消防署へ相談してください。  
※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)へ。

市役所窓口の一部開庁

6月から  
毎月第2・第4日曜日

市民サービスの向上を図るため、6月8日(日)から毎月第2・第4日曜日に、市民の皆さんが利用する機会が多い、市民課や税務課などの窓口を開庁します。

開庁日 毎月第2・第4日曜日  
(6月8日から開始)

開庁時間 午前8時30分～午後5時30分

開庁部署・業務内容

■市民課(☎20・1525)

各種証明書の交付(戸籍、住民票、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、諸証明など) 戸籍の届け出の受領、住民異動届の受け付け、印鑑登録

■保険年金課(☎20・1526)

○国民健康保険関係  
資格の取得・喪失・変更の届け

出の受け付け、保険証の再発行  
高額療養費・限度額認定証・特別療養費などの給付関係の申請の受け付け

○長寿医療制度(後期高齢者医療制度)関係  
資格の取得・喪失・変更の届け出の受領

障害認定・限度額適用・高額医療費の申請受領  
○国民年金関係  
資格の取得・喪失・変更に関する届け出の受け付け

学生納付特例・免除申請の受け付け  
○児童手当関係  
新規請求・額改定・不足書類・消滅届・現況届の受け付け

○母子・父子家庭等医療関係  
母子・父子家庭等医療費等助成申請の受け付け  
○乳幼児医療・小学生医療費助成関係  
乳幼児医療費助成受給券の交付

○児童手当関係  
新規請求・額改定・不足書類・消滅届・現況届の受け付け

申請・小学生医療費助成の申請の受け付け  
業務の内容によっては、手続きができない場合があります。事前に、業務を担当する各課にお問い合わせください。

※休日開庁の開始に伴い、毎週火曜日の市民課窓口時間延長は廃止されますのでご注意ください。くわしくは企画課(☎20・1500)へ。

水道メーター

委託を受けた業者が交換に伺います

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。

このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。

該当する家庭や事業所などに市から委託を受けた業者が交換作業に伺いますので、ご協力をお願いします。

※交換作業は無料です。くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

諸証明書の窓口交付

電話予約で  
土・日にも

平日市役所へ来られない人は、電話予約することにより、住民票や納税証明などの諸証明書類を土・日曜日に受け取ることができ  
ます。

予約の受け付けは支所でも取り扱いますが、受け取りは市役所守衛室または中央公民館のみです。支所での受け取りはできませんのでご注意ください。

受付日時 月～金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで)

予約方法 電話で担当課に交付の予約(必要な人の住所・氏名・受け取り場所・時間などを伺

います)

交付日時 土・日曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時

交付場所 市役所守衛室(地下1階)、中央公民館

交付方法 交付場所まで申請書を入(本人であることを確認させていただきます)

手数料 1通300円(無料のものもあります)

交付できる書類と担当課

○住民票の写し、住所証明：市民課(☎20・1525)

○納税証明、課税証明、所得証明、非課税証明、所得等証明(児童

手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明：税務課(☎20・1513)

○評価証明、資産証明、公課証明、記載事項証明：資産税課(☎

20・1514)

交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参してください。

※くわしくは各担当課へ。

定期監査・工事監査

平成19年度実施分の概要を公表します

成田市監査委員 野中憲男  
同 海保貞夫

〔定期監査〕

監査の対象と範囲 企画政策部、

総務部、空港部、市民安全部、

市民部、環境部、保健福祉部、

経済部、土木部、都市部、水

道部、教育総務部、生涯学習部、

会計室、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、消防

本部の財務に関する事務

監査の期日 平成19年10月11日・

12日・15日・24日、11月5日・

6日・9日・12日、平成20年

1月15日・16日・23日

実施した監査手続き 監査対象とした各部などの財務に関する

事務(収入、支出、契約、検査、

財産管理など)が、関係法規お

よび予算に基づき適正に執行

されているかについて各部な

どから提出された資料を調査

し、関係職員から説明を聴取

しました

監査の結果 各部などの財務に

関する事務は、おおむね適正に

執行されていました

〔工事監査〕

監査の対象 大蕪新宮線地盤改良

工事

監査の期日 平成20年2月5日

実施した監査手続き 監査の主眼

は工事の技術面とし、この技

術調査を(社)日本技術士会に

委託しました。そして施工内

容が設計図書、仕様書および

各種管理基準に基づき効率的

かつ適正か否かについて実施

しました。監査に当たっては、

関係職員および請負業者などの出席を求め、関係書類の調査ならびに施工現場の実地調査を行いました

監査の結果 監査対象の工事に係

る計画、設計、積算、工事監理、

施工管理はおおむね適正なも

のと認められました

※くわしくは監査委員事務局

(☎20・1572)へ。

5月の水道水の排水作業日程

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。

予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
5月12日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時
5月13日(火)	並木町(成瀬台・二本松)地区	午後11時
5月14日(水)	飯田町・飯仲地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

開示状況などを公表します

市では、情報公開制度によって、皆さんからの請求に応じて市が保有する公文書を開示したり、附属機関などの会議の公開などを行っています。

また、個人情報保護制度によって、市が保有している個人情報について適正に管理し、個人に関する権利や利益の保護に努めています。

情報公開に関する運用状況

平成19年度の開示請求などの件数は、38件であり、その内訳については左表の通りです。

実施機関別の主な請求内容は、市長部局では、建築計画概要書な

情報公開に関する運用状況  
(平成19年度請求状況)

実施機関	件数	決定内容		
		開示	部分開示	不開示
市長	27	18	7	2
水道事業管理者	0	0	0	0
議会	4	2	2	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0
選挙管理委員会	3	1	2	0
教育委員会	1	1	0	0
消防長	2	0	2	0
合計	38	22	14	2

個人情報保護に関する運用状況  
(平成19年度請求状況)

実施機関	件数	決定内容		
		開示	部分開示	不開示
市長	6	4	0	2
消防長	1	0	1	0
合計	7	4	1	2

どの建築確認や市長交際費に関する文書、議会では、議長交際費や政務調査費に関する文書でした。

市長・議長の交際費のほかに、教育長・消防長の交際費も公表しています。

部分開示になった文書は、個人に関する情報が含まれるものほとんどでした。

また、開示請求内容に該当する文書を市が保有していなかったため、不開示決定としたものもありました。

個人情報保護に関する運用状況

市が保有する個人情報、個人情報保護条例で保護され、本人に限り開示・訂正・利用停止を請求することができません。

平成19年度は7件の開示請求があり、すべてを開示したものは4

件、部分開示したものが1件、不開示が2件でした。

情報公開および個人情報開示の請求・相談窓口

情報公開および個人情報開示の請求・相談窓口は、市役所1階行政資料室(☎20・15504)です。

開示を請求できる情報は、市の職員が職務上作成または取得した文書や写真などで、市が管理しているものに限られます。

また、自分自身の情報は、本人であればどなたでも請求することができますが、請求内容によっては、部分開示や不開示となることもあります。

附属機関などの会議を公開

会議の透明性・公平性を確保するため、市の附属機関などの会議を公開しています。平成19年度は

延べ44回の会議を公開しました。

会議の開催予定は、行政資料室と総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/sonmu/index.html>)でお知らせしています。

各種行政資料の閲覧など

行政資料室では、市で作成した各種統計書・市政資料などを自由に閲覧でき、貸し出し・販売を行っているものもあります。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

使用済み天ぷら油

市役所などで回収します

家庭から出る使用済み天ぷら油を資源として有効利用するため、毎月第4水曜日に回収を行います。

回収できるのは、サラダ油、菜種油、ごま油などの植物油です。未使用で消費期限の切れた油も回収します(容器のままお持ちください)。

受付日時 毎月第4水曜日(祝日の場合は翌日) 午前9時～午後5時

排出方法 ฝาが閉まる容器(ペットボトルなど)をすぎ、水

気を切ってからしようごなどを使い、十分に冷えた使用済み天ぷら油を入れて回収場所へ持参

回収場所 2階クリーン推進課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館(下総・大栄公民館を除く)、美郷台地区会館

※事業系の油、ラードなど動物性の油、機械油などは回収しません。くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)、下総支所農産土木課(☎96・1112)、大栄支所農産土木課(☎73・8063)へ。

受水槽

設置者は水道の適切な管理を

マンションやアパートなどで水道水を受水槽にいったん貯めて、建物の利用者に飲み水として供給する施設の設備や水質の管理は、建物の所有者や管理者が行うことになっていきます。

水道水が汚染されることがないように受水槽の清掃や点検など、適切な管理を行きましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。